

選択パッケージ オペレーションマニュアル

1) 東京都が実施する「テレワーク導入コンサルティング」を受けた際に作成される「[テレワーク導入パッケージ提案書](#)」をご用意いただき、“○”が付いている機能について「選択」ボタンから商品を選択してください。

※「テレワーク導入コンサルティング」とは以下のいずれかの事業で実施するコンサルティングです。

- ・ [ワークスタイル変革コンサルティング](#)
- ・ [「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」](#)に採択された団体等が実施するコンサルティング

2) 入力が完了したら、「導入予定機器等一覧表出力」（緑ボタン）を押下し、導入予定機器等一覧表を発行～印刷し、見積書および所定の書類と一緒に公益財団法人 東京しごと財団へ申請してください。

本画面の作成は下図を参考としてください。

■従業員規模

- 100人未満 (上限額300,000円税抜)
- 100～299人 (上限額600,000円税抜)
- 300～999人 (上限額1,000,000円税抜)

■商品・サービス一覧

商品名	単位・期間	小計税別	
PC・Pad		円	
基本機能		円	選択 削除
コミュニケーション機能		円	
会議機能		円	選択 削除
チャット機能		円	選択 削除
その他		円	選択 削除
管理機能		円	
勤怠管理機能		円	選択 削除
在籍管理機能		円	選択 削除
業務管理機能		円	選択 削除
ペーパーレス		円	選択 削除
その他		円	選択 削除
合計金額税別		円	更新

導入予定機器等一覧表出力

1 従業員数（規模）を選択してください。

2 入力を行う行の「選択」ボタンを押すと下図のように画面右側に該当のサービスがリスト表示されますので各サービス右肩の「選択」（緑ボタン）を押下し、サービスを特定してください。

■従業員規模

- 100人未満 (上限額300,000円税抜)
- 100～299人 (上限額600,000円税抜)
- 300～999人 (上限額1,000,000円税抜)

■商品・サービス一覧

商品名	単位・期間	小計税別	
PC・Pad		円	
基本機能	ZEROTOP Cellルータ・UTM付きプラン	5	選択 削除
コミュニケーション機能		円	
会議機能		円	選択 削除
チャット機能		円	選択 削除
その他		円	選択 削除
管理機能		円	

3 サービスを選択した行の「単位・期間」欄に必要な・必要期間を入力してください。（「小計税別」欄の入力は任意です。）

4 入力が済みましたら、「更新」ボタンを押し、合計金額を反映させてください。（任意）

テレワーク導入プラン

導入予定機器等一覧表

申請番号	S-66
従業員規模	300～999人
価格	50,000円
■基本機能	
NO	3
商品名	ZEROTOP Cellルータ・UTM付きプラン
単位	5
単価	50,000円

はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助金）のご案内
<https://www.shigotozaidan.or.jp/kovo-kankyo/joseikin/telework.html>

東京都

5 以上の入力、計算が終わりましたら、「導入予定機器等一覧表出力」ボタンを押下し、導入予定機器等一覧表の印刷画面（PDF）を開いて印刷してください。

6 「導入予定機器等一覧表」の内容に基づいて、商品・サービスを提供する事業者から見積書を取得してください。

※「はじめてテレワーク」の申請にあたっては、本システムから出力される「導入予定機器等一覧表」と見積書が必要です。（税込30万円以上となる場合は2社以上の見積書が必要です。）

○「はじめてテレワーク」の申請にあたっての注意事項

申請要件等詳細は「[はじめてテレワーク](#)」の募集要項（東京しごと財団ホームページ）をご確認ください。

なお、以下の点については見積書を取得する際にも注意が必要です。

- ・ モバイル端末等（ノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末等、画面と入力装置があり、その画面を用いてテレワークができるもの）はテレワーク導入プランに掲載されていない製品も対象としますが、一台税込10万円未満とし、購入のみを対象とします。
- ・ モバイル端末のみの購入は補助対象外です。
- ・ 事業実施期間は支給決定日から3か月以内となります。3か月経過後に取り組んだ事業は対象外です。
- ・ 補助対象となる経費は、実績報告時に支払証明書類が提出されるものに限りです。
例えば、年間契約で毎月支払いの商品・サービスの場合でも、契約期間に関わらず、実績報告までに支払いが終わり、支払証明書類が提出される分のみが補助対象となります。

※【参考】[はじめてテレワーク申請時に必要となる「見積書」の注意点について](#)